

# 安全衛生ニュース

鳥取労働局  
労働基準部課  
健康安全課  
TEL 0857-29-1704  
令和4年3月25日

## 労働災害の防止と安全衛生教育

労働災害は、「不安全状態」（機械、環境等）と、「不安全行動」（人の行動等）との組合せにより発生するとされています。

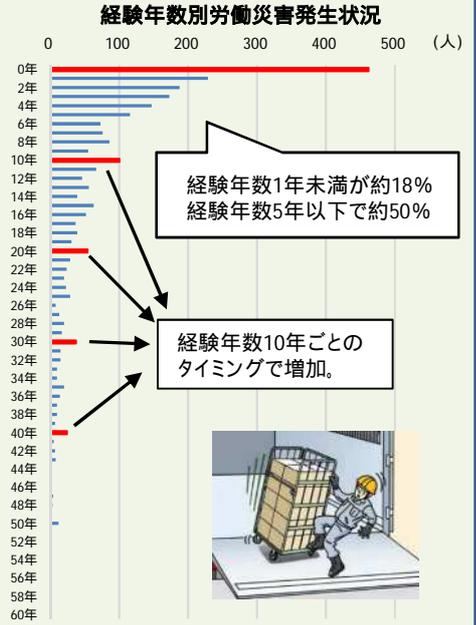
このうち、人の経験年数に着目し、過去5年間に当局管内で発生した休業4日以上の労働災害を分析したところ、経験年数1年未満の労働者の災害発生が最も多く、また経験年数が5年以下の労働者数の合計は全体の半数以上を占めています。さらに、経験年数が10年ごとに災害発生件数が増える傾向が認められます。

経験年数5年以下の者：「不安全状態」や「不安全行動」の認識が少ないため、意識せず「不安全行動」をとることが多いと考えられることから、新規入場時や配置転換時の安全衛生教育を通じて「不安全状態」や「不安全行動」への認識の徹底を図りましょう。

経験年数5年以上の者：慣れからくる省略行動等により「不安全状態」や「不安全行動」を見逃すこと等が考えられることから、定期的な安全衛生教育の実施が望まれます。

安全管理者、衛生管理者、作業主任者等：安全衛生管理の要の者については、能力向上教育の実施に努める必要があります。

なお、労働災害に多い、転倒、墜落・転落、腰痛などの労働災害には、随時下記の対策等を含めた安全衛生教育の実施をお願いします。



過去5年間（H28～R2）の休業4日以上の労働災害2,596件

転倒災害	墜落・転落災害	腰痛災害
<ul style="list-style-type: none"> <li>床面の凹凸、段差の解消や水・油の取り除き等を行うとともに、通路・作業面の整理整頓に努めましょう。</li> <li>段差等には、危険表示を行う等、注意喚起を行いましょ。</li> <li>作業場所や作業内容に合わせた靴を選びましょう。</li> </ul> <p>【STOP 転倒災害防止プロジェクト】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はしご・脚立はしっかり固定してから作業しましょう。</li> <li>トラックの荷台やプラットフォームには昇降設備等の墜落防止対策を講じましょう。</li> <li>屋根等高所作業を行う場合は適切な墜落防止措置を講じましょう。</li> </ul> <p>【はしご使用前点検表】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ち上げる荷物の重量を把握し、適切な作業姿勢で作業しましょう。</li> <li>適切な器具の使用、二人作業等により腰部への負担軽減に努めましょう。</li> <li>立ち作業、長時間運転等で長時間同じ姿勢を続けた時は、時々体を動かしましょう。</li> </ul> <p>【転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」】</p> <p>【飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材】</p>

## 安全「見える化」ととり運動

安全の「見える化」は、視覚的に捉えられない職場に潜む危険などを可視化（「見える化」）し、危険・有害情報等を職場内で共有して活用することによって行う安全活動のことです。

危険・有害情報や安全衛生活動を「見える化」することで、危険・有害への認識や安全衛生活動への意識が高まり、職場内で広く安全衛生意識が共有されます。

「安全衛生情報」、「安全衛生活動情報」、「危険を防止するための情報」の3つの観点で「見える化」を進めましょう。なお、鳥取労働局ホームページに管内企業の事例を掲載していますので参考にしてください。



安全衛生情報	安全衛生活動情報	危険を防止するための情報
<p>作業手順やルールなど、安全衛生情報を目に見える形にすることで、この情報を共有し、作業を安全かつ合理的に行うことができます。</p> <p>安全通路の明示</p>	<p>安全衛生活動を目に見える形にすることで、職場における安全衛生活動に対する意識が深まり、職場全体の安全衛生水準が向上します。</p> <p>安全宣言 私は次のことをします！</p> <p>担当者の行動宣言</p>	<p>職場におけるさまざまな危険の芽を絵や文字を使って「見える化」することで、労働者自らの災害防止への気づきを促します。</p> <p>事務室内の段差を明示</p>

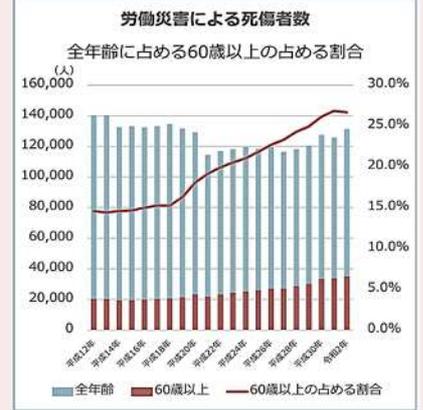
# エイジフレンドリーガイドラインの取組の促進

全国における60歳以上の雇用者数は過去10年で1.5倍に増加し、特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

全国の労働災害による死傷者数では、60歳以上の労働者が占める割合は26%を超え（2020年）て増加傾向にあり、中でも、転倒災害の発生率が若年層に比べ顕著です。高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことがわかっています。

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高齢労働者の健康づくりを推進するために、「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（通称：**エイジフレンドリーガイドライン**）が策定されました。積極的な取組をお願いします。

エイジフレンドリーガイドラインの概要、取組内容とその事例等を記載したリーフレットはこちらをご確認ください。



## 《事業者に求められる事項》

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実績に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取組むように努めてください。**

- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 職場環境の改善
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育



## 《労働者に求められる事項》

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするため、労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取組むことが必要です。**

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使協力の下、必要な取組を実情に応じて進めてください。**

# 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

## 《メンタルヘルス対策取組事項》

- 1 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導の実施  
時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者に対して医師による面接指導を行わなければなりません。
- 2 事業場におけるパワーハラスメントの予防・解決のための職場環境改善のため、以下の取組を実施してください。  
職場環境等の改善のための体制づくりとして、パワーハラスメントの防止に取り組むための企業トップの意思表示を行い、これを周知するとともに、社内ルール等社内の環境等の整備を行ってください。  
職場環境等の評価・実態把握のためアンケート調査を行い、その結果に基づき、管理監督者等へのパワーハラスメント防止に関する教育研修の実施や、事業場内の相談体制の整備、及びパワーハラスメント予防対策と起きた場合の対処方法を策定し、これを周知する等の対策を実施してください。
- 3 長時間労働を行っており、過重労働による健康障害の防止対策が講じられていない労働者への対応  
ハイリスクの状態にあり、労働者の健康を保持するために必要があると認められるときは、医師による臨時的健康診断として問診(緊急の面接)を実施してください。具体的には、長時間労働者に対する面接指導に準じて、過労死のリスクファクターである高血圧、糖尿病、脂質等の既往歴(当該問診までの、直近の状況を中心としたもの)の調査、業務の内容等の業務歴の調査、疲労の蓄積、その他心身の状況に係る自覚症状及び他覚症状の有無の検査、を実施してください。

**労働者がメンタル問題について相談できる部署(事業所内又は事業所外)の設置を願います。**

なお、鳥取産業保健総合支援センター(鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル6階 電話:0857-25-3431)では、希望に応じてメンタルヘルス対策の専門家による訪問指導を実施しております。御利用ください。



## リスクアセスメントの実施

職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去、低減することにより労働災害を未然に防ぐ手法を「リスクアセスメント」といいます。

業種や事業場規模に関わらず、化学物質を製造・取扱う全ての事業場において、一定の危険有害性のある化学物質について、その物質の特性等を基に「リスクアセスメント」を実施しなければなりません。

また、製造業、建設業等厚生労働省令で定める業種においては、機械設備、作業方法等に係る「リスクアセスメント」の実施に努めてください。

リスクアセスメント等関連資料・資料一覧のページはこちらをご確認ください。



## 新型コロナウイルス感染症対策

鳥取労働局では新型コロナウイルス感染症に関する最新情報をホームページのトップページに掲載しています。

「新型コロナウイルス感染症についての関連情報はこちら」をクリックして頂きますと、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」、「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A」、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」等、様々な情報が掲載されていますので、ぜひご活用ください。

新型コロナウイルス感染症についての関連情報のページはこちらをご確認ください。

